

鳥取市建築工事標準書式の取扱いについて

平成 29 年 11 月版

鳥取市建築住宅課

<提出部数を 1 部とするもの>

1. 工事实績情報登録報告書
2. 火災保険等加入状況報告書
3. 施工体制報告書

☆受注者が原本を保有し、その写しを提出するため。

<書式を変更するもの>

1. 技能士通知書及び技能資格者通知書

資格番号を記入する欄を削除しました。資格者証の写しは今迄通り提出してください。

2. 施工体制台帳

鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針を準用するため、鳥取県と同様の書式を参考書式とします。

3. 休日・時間外作業願

休日と早朝・夜間の作業願いを一枚にまとめました。作業はできる限り休日・時間外作業とならないよう工程管理を行ってください。(週休 2 日の確保を目的としています。)

4. 発生材報告書、予備品等(発生材)引渡書

表紙に明細を記載し、一枚にまとめました。

<写しの提出を不要とするもの>

1. 契約書及び契約関係書類の写し

契約関係書類は契約約款に基づく書類で、主なものとして現場代理人選任通知書、監督員任命通知書があります。必要に応じて監督員及び検査員に原本を提示してください。

☆発注・受注者共に原本を保有しているため。

2. 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の写し

必要に応じて監督員及び検査員に原本を提示してください。産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物の数量の集計表は今迄通り作成し、提出してください。

☆監理指針により、監督員は受注者等が保管しているマニフェストにより確認することとなっているため。

3. 有価物等処理伝票の写し

マニフェストと同様に伝票の写しの提出は不要とします。必要に応じて監督員及び検査員に原本を提示してください。有価物処理伝票の数量の集計表は今迄通り作成し、提出してください。有価物等とは、建設発生土、鉄くず、銅線くず等をいいます。